

**(2) 確かな情報を適切に判断し食を選択できる力の習得と食への不安に対処する取組の推進**

施策の方向：①食や健康に関わる不確かな情報を鵜呑みにせず、信頼できる情報を適切に選択し、判断する力を養う取組を推進します。  
 ②「食」に対する不安に対処する情報の提供と「食」の安全や安心の確保に向けた取組を推進します。

**施策 2-1 食品関連事業者、消費者、行政が協働した食品等の安全・安心の確保に向けた取組の推進**

- 食品の安全性に対する不安や不信が高まる中、食品等の安全と安心の確保に向けて、関係者がそれぞれの責務や役割を認識し、ともに力を合わせて取り組むことが必要です。このため、「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針」を定め、生産から消費に至る総合的な施策を実施していきます。
- 食品等の安全・安心に関する情報の収集・分析・提供、安全・安心に関する知識の普及・啓発、施策の策定や実施において県民意見の反映、施策結果の公表に努めます。
- 生産から消費に至る各段階の関係者による自主的な活動を促進するため、情報の提供、助言などの支援に努めます。

千葉県では、平成18年に「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」を制定し、この条例に基づき、生産から消費に至る総合的な施策を実施するための「基本方針」を策定しました。



- 「基本方針」の骨格（抜粋）**
- I. 施策の方向
    - 「安全で安心な食品」の生産と供給の促進
      - ・安全・安心な農林水産物の生産と供給
      - ・安全・安心な食品等の供給の促進
    - 生産から消費までの総合的な食品等の監視・指導、検査体制の充実
      - ・生産施設における監視・指導
      - ・製造・加工、流通・販売段階における監視・指導の充実
      - ・県内に流通する食品等の安全性の確保
      - ・食品表示の適正化の推進
      - ・食品の安全に対する検査体制の充実 ほか
    - 消費者の安心・信頼の確保と関係者の相互理解の促進
      - ・情報提供、広報活動の充実
      - ・食の安全・安心に関する相談窓口体制の充実
      - ・情報の共有化と関係者間の連携強化
      - ・食育の推進
  - II. リスクコミュニケーションの促進

施策 2-2 情報を適切に判断し、食を選択できる力を養うための啓発と情報の提供

□食を適切に選択するためには、栄養バランスのとれた食品の選択、新鮮でおいしい食品の選択、環境に配慮した食品の選択、食の安全を考えた食品の選択、その人にとって安心な食品の選択など様々な観点から自分自身の判断基準を持って選択することが大切です。また、食を選択する上で、食材を知り、鮮度や味を見分け、食品表示に関する情報を正しく理解する力を身につけることが必要です。このため、県ホームページのほか、リーフレットや情報誌などの広報媒体を通じて、食材・産地、旬に関する情報や栄養成分や栄養バランスに関する情報の提供を行うとともに、食品表示に関する情報の提供を行い食品表示制度に関する正しい知識の普及を図ります。また、健康食品に関する正しい情報や知識の提供に努めます。

目標項目	現状値	目標値	関連計画	出典
◇外食や食品を購入する時に栄養成分表示を参考にする者の割合を増加	52.8% (H19)	60%以上 (H24)	①	⑧

□消費者の視点に立ち、食品関連事業者が行う、安全で安心できる食品の正確でわかりやすい情報の提供と消費者等への正しい知識の普及・啓発を支援します。また、食品等の安全・安心の確保に係る相互の理解を深めるため、情報や意見の交換を行うとともに、関係者間の連携強化を支援します。

関連サイト情報

サイト名：食の安全・安心電子館





運営・管理：健康福祉部衛生指導課

アドレス：[http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c\\_eisi/date/densikan/densikan\\_top.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_eisi/date/densikan/densikan_top.html)

- 食に関して氾濫する情報の中から、安易な情報に流されず、栄養や安全性などに関する信頼できる情報を偏りなく選択し、理解し判断する力を養う教育が重要です。そのため、教員に対する指導力の向上を図るとともに、学校における教科を通じた指導を推進します。
- 総合教育センターにおいては、教師のメディアリテラシーを高めるための研修会を各種開講し、教員の資質と指導力の向上に努めます。
- 小・中・高等学校の家庭科、技術・家庭科では、栄養・献立・食品の選択・食生活の安全と衛生について発達段階に応じた学習を一層充実し、児童・生徒の食生活の自立を目指します。
- 中学校の技術・家庭科、高等学校の教科「情報」では、情報の収集・判断・処理・発信の技能を身につけ、情報化が社会や生活にもたら

す影響を知り、情報モラルの必要性について学習し、情報を主体的に活用する態度を育成します。

### 施策 2-3 消費者の視点に立った食品等の安全性や健康・栄養等に関する情報の提供

□ 県民に対し、食の安全・安心に関する情報について、迅速に、また的確な時期に提供・公表するとともに、情報の共有化を図り、**県ホームページのほか、広報紙やマスメディアを通じた情報提供の充実を図ります。特に、人の健康に影響を及ぼす可能性がある緊急の事案については、健康福祉センターや消費者センターなどの関係機関からも広く情報の提供を行います。**

□ BSE\*<sup>1</sup>、鳥インフルエンザ\*<sup>2</sup>の発生等の情報を、県ホームページにより迅速に提供し、消費者が食に関わる適正な判断が行えるよう努めます。

\*1：牛海綿状脳症（BSEに感染した牛では、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動などの中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられている）

\*2：ニワトリや七面鳥などの鳥類に感染するインフルエンザの総称

□ 健康志向が高まる中、食品に求められる機能も複雑かつ多様化してきており、保健機能食品や健康食品が多く市販され、県民の関心も高まっています。そこで、県民が自らの健康増進を図るため、適正な食生活の重要性を認識するとともに、県民自らが保健機能食品や健康食品の特性を理解し、自らの正しい判断により選択できるよう、情報提供を行います。

### 施策 2-4 食品情報に関する制度の普及啓発と表示の適正化の推進

□ 販売に供する食品について、栄養成分表示やその機能等が、関連法令等を踏まえ適切に表示されるよう、食品関連企業等に対して周知を図るとともに、必要に応じて指導・支援を行います。

□ 食品の原材料、原産地、保存方法、消費期限などの表示は、消費者が食品を購入する際の重要な情報源であり、適正な表示がなされていなければなりません。このため、食品衛生法に基づく監視・指導の強化やJAS法\*に基づく啓発・指導の強化を図ります。また、消費者等から寄せられる苦情や偽装情報等に対応するため相談窓口（14 機関）を設置します。

\*「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」

□ JAS法に基づく食品表示がより適正に行われるよう、日常の買い物などで継続して食品販売店などの品質表示状況をモニターし、不

適正な表示があった場合に通報していただく「千葉県食品表示ウォッチャー」を県民から募り、適正表示の徹底を図ります。

- 生産者や生産者団体等へJAS法に基づく表示制度の周知を図るための地域セミナーを開催します。また、JAS法に基づく表示制度に関するパンフレットを作成・配布し、食品販売業者への啓発に努めます。

目標項目	現状値	目標値	関連計画	出典
◇食品販売店等における食品品質適正表示率(JAS表示)	56%(H18)	70%以上(H22)	⑥	

- 県内で製造・流通する食品等について、食品衛生法で定められている規格基準や遺伝子組換え食品\*、アレルギー物質を含む食品の検査の充実に努め、違反食品などの排除に努めるとともに、検査結果に基づき遺伝子組換え食品やアレルギー物質を含む食品などの表示の適正を確認、指導します。

\*遺伝子組換え技術を応用した食品

- 食品製造施設や販売店への監視や巡回時の啓発・指導のほか、食品表示について、県民や事業者からの相談や食品関連事業者などへの研修会などの機会を捉えて、適正な食品表示の促進を図ります。
- 不当景品類及び不当表示防止法に基づいて事業者を適切に指導することにより、不当表示の排除に取り組みます。

### 施策 2-5 家庭で安全な食生活を送るための衛生管理の啓発

- 家庭における食中毒予防を普及するため、地域で開催される親子料理教室等に出向き、正しい手洗いなどの指導を行います。また、食品の安全に関する知識の普及のため、「食の安全・安心レポート」などのリーフレットを作成するとともに、食品衛生に関する出前講座を開催します。
- 家庭において安全な食生活を送るために、食品の品質表示や栄養成分表示についての正しい知識や食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- 家庭生活でも実践できるよう、学校での給食の時間や学級活動において、身支度や手洗い、安全で衛生的な食品の選び方等「食事と安全・衛生」についての指導に努めるとともに、給食だよりや保健だより等で情報を発信します。
- 小・中・高等学校の家庭科等においては、食の安全と衛生に留意し、食品や調理器具等の適切な管理ができるよう指導内容の一層の充実を図ります。



目標項目	現状値	目標値	関連計画	出典
◇人口10万人当たりの食中毒罹患率	15.4 (H18)	11.9以下 (H22)	⑥	

**施策 2-6** 食の安全・安心について、さまざまな立場の人が共に話し合うリスクコミュニケーションの推進

□食品等の安全・安心の確保は、消費者や食品関連事業者、県などの関係者が、共に力を合わせて取り組んでいくことが必要です。また、食品等には、健康への影響を及ぼす要因があるという考えに立ち、この要因が健康に与える可能性や食に関わる課題などについて、すべての関係者が相互に理解し、共通した認識を持つことが重要です。このため、食品等の安全・安心の確保に関する施策を実施するにあたっては、わかりやすい適切な情報の提供や、意見の交換を行うリスクコミュニケーション\*を促進することにより、関係者が共通した認識の下、協働して、施策を推進できるように努めていきます。

\*「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」では、食品等の安全・安心の確保に関する、関係者相互間の情報及び意見の交換、情報の提供、意見を述べる機会の確保と、これらの取組の促進を図るために必要な取組を「リスクコミュニケーション」と定義づけている。

**施策 2-7** 安全で安心な「食」や「食材」の生産と供給の確保

□年々増加する輸入食品をはじめ、県内に流通する食品等について、残留農薬、食品添加物など、計画的に検査を行い、国や他の地方公共団体と連携し、違反食品などの排除を行います。

目標項目	現状値	目標値	関連計画	出典
◇食品検査による違反件数	17件 (H17)	8件以下 (H20) 0件(H27)	⑥	

□腸管出血性大腸菌O157\*<sup>1</sup>やノロウイルス\*<sup>2</sup>、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品など、検査の対象となる微生物や化学物質等の多様化や検査技術の高度化・専門化に対応するため、食品検査機能の充実を図ります。また、営業者が行う自主検査への技術支援を行います。

\*1：動物の腸管内に生息し、糞尿を介して食品、飲料水を汚染する

\*2：このウイルスによる食中毒は、秋から春先（10月～3月）に発生することが多い

□食品等の製造・加工、流通・販売などの施設について、食品衛生法

に定められた製造・加工方法、保存方法、施設の衛生基準についての監視・指導、衛生的取扱いについての指導を推進します。特に、食中毒事故等が発生した際に大きな影響を及ぼす食品流通拠点である卸売市場や大量調理施設などの大規模施設に対し、計画的かつ重点的な監視・指導を行います。また、食品添加物等の化学物質を使用する食品製造業や牛乳等の処理業に対しても監視・指導を実施し、県産品による事故及び違反食品の発生を防止し、安全で衛生的な食品の製造販売を指導します。

- 製造・加工者に対し、H A C C P \*方式の導入や考え方を取り入れた手法の導入の指導を行い、自主衛生管理を行うよう情報提供や啓発に努め支援します。

\*製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法の一つ

- 県産水産物の「安全・安心」の確保を目的に、産地現場での衛生管理意識の向上と食品の安全管理の徹底を図るため、市場衛生管理研修会の開催や関連情報の提供等を通じて関係者の指導を行います。

- 環境保全型農業を総合的に推進するため、土づくりと減化学肥料・減化学農薬の技術を導入するエコファーマー\*の認定促進や本県独自の認証制度である「ちばエコ農業」の拡大を図るとともに、ちばエコ農産物生産者のネットワーク化によるちばエコ農産物を積極的に取り扱う小売店への荷の集約化を図ります。



\*：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき土づくり、減化学肥料、減農薬栽培の計画を作成し、県知事から認定を受けた農業者

- 有機農業推進のため、有機農業推進法に基づく「千葉県有機農業推進計画（仮称）」を策定し、有機農業者の主体的な取組を支援します。
- 生産者等が、安全な農産物の生産のため、産地等の実態に合わせ、生産環境や作業工程ごとのリスク管理\*<sup>1</sup>を行うG A P \*<sup>2</sup>の考え方やその取組を推進するため、地域での研修会やG A P 推進講演会を開催し、全県的に普及・啓発に努めます。

\*<sup>1</sup>：危険要因（食品を通して健康への悪影響が起きる可能性等）を分析・評価し、リスクを低減するための措置を決定・実施すること

\*<sup>2</sup>：食品安全のための適正農業規範 Good Agricultural Practice の略